

他市におけるまちなか居住に関する支援制度概要

1. 調査対象：まちなか居住および定住促進に繋がる独自制度を持つ自治体（20市）
2. 支援制度：住宅取得、住宅増改築・リフォーム、共同住宅建設、共同住宅改築・リフォーム、優良賃貸住宅建設、その他の6項目に分類した。

（1）住宅取得

補助金額については金融機関借入額では2.5%~10%、利子補給率で1%、固定資産税相当額では3年~5年の範囲に設定されている。限度額で見れば50万円~300万円となるが、ほとんどの自治体で50万円か100万円を助成している。

（2）住宅増改築・リフォーム

補助金額については改修資金の20%~50%に設定され、限度額で見ると20万円~200万円と自治体により幅が広い。

（3）共同住宅建設、

補助金額についてはほとんどの自治体で1戸あたり100万円とし、併設店舗部分についても平方メートルあたり1万円を助成している。1棟あたりの限度額にはばらつきが見られる。

（4）共同住宅改築・リフォーム

補助金額については1戸あたり100万円としているが、実績ほとんどなし。

（5）優良賃貸住宅建設

国の制度である特優賃・高優賃の建設（住宅共同施設部分整備費を国と地方自治体とで1/3づつ補助）に関して、上乘せ補助をする自治体と、国の制度を利用できる地区をまちなかに限定する自治体とがある。財源はどこ自治体も地域住宅交付金の利用を考えているが、実績はほとんどなし。

（6）その他

まちづくり計画策定支援、共同住宅建設に関する調査・計画策定支援、団地整備支援、緑化事業支援などの制度がある。

3. まちなか対象区域について

最も多いのが国から認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域をまちなかとするところである（8市）。他には、まちなか≠認定地区、まちなか=認定地区+その周辺部、まちなか<認定地区、現段階で認定予定のない中心市街地に分けられる。